

尼崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要(発生段階ごとの対策の概要)

| | 未発生期 | 海外発生期 市内未発生期 | 市内発生早期 | 市内感染期 | 小康期 |
|-----------------|---|--|---|--|---|
| 対策の目的 | ・発生に備えた体制整備 | ・国内侵入の状況等を注視 ・市内発生の遅延と早期発見 ・市内での発生に備えた体制整備 | ・市内での感染拡大をできる限り抑制 ・患者に適切で迅速な医療を提供 ・感染拡大に備えた体制の整備 | ・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に抑制 ・市民の生活及び経済への影響を最小限に抑制 | ・市民の生活及び経済の回復と第二波への備え |
| 体制 | ・行動計画の作成 ・関係機関との体制整備及び連携強化 | ・対処方針の作成 ・対策連絡会議の設置 | ・対策本部の設置(国が緊急事態宣言を行ったとき) ・対処方針の変更 | ・対処方針の変更 | ・対策本部の廃止(緊急事態解除宣言が行われたとき) |
| 情報収集・提供 | ・平常時のインフルエンザサーベイランスの実施 ・感染予防対策や活動の制約等の理解を得るための情報提供 | ・サーベイランスの強化・拡充 ・新型インフルエンザ等に関する情報収集及び提供の一元化 ・市民からの相談に対応するため、コールセンターの活用等 | ・患者発生状況、感染防止対策、発症時の対応等の周知 ・サーベイランスの強化(患者の臨床情報と集団発生の把握) ・相談機能の強化 | ・サーベイランス体制の移行(重症者・死亡者・集団発生の把握) ・情報提供の強化(感染予防や発症時の対応方法等) | ・平常時のサーベイランス体制へ移行 ・相談窓口の体制の縮小 ・情報提供のあり方の評価、見直し |
| 予防・まん延の防止 | ・患者・濃厚接触者への対応準備 ・個人における感染対策の理解促進 ・地域・職場における感染対策の周知 ・特定接種、住民接種体制の構築 ・社会活動制限の対応準備 | ・患者・濃厚接触者への対応準備 ・個人における感染対策の呼びかけ ・地域・職場における感染対策の周知 ・発生地域からの帰国者の健康監視の実施 ・特定接種への協力及び実施 ・住民接種の準備 ・社会活動制限対応の事前要請 | <p style="text-align: center;">病原性、感染力に応じて対策レベル(1~3)を切替える</p> <p>【共通事項】 すべての患者について入院措置及び治療 個人の感染防止対策の啓発 発生地域からの帰国者及び濃厚接触者の健康監視等 積極的疫学調査及び濃厚接触者の予防投与 特定接種を進めるとともに、住民接種を開始 【対策レベル1】 学校、保育所・福祉事業所の休業等について判断 集客施設、集会・イベント等における感染防止措置を要請 【対策レベル2】 対策レベル1に加えて実施 発熱者に対し欠勤、受診を促す等、対策の徹底を要請 集客施設、集会における従業員の検温、自宅待機、受診指示の検討要請 【対策レベル3】 対策レベル2に加えて実施 事業活動の自粛要請</p> | <p>【共通事項】 り患した患者に、症状が軽快しても感染力がなくなるまで、外出しないよう呼びかけ 増加する患者に対し、抗インフルエンザ薬による治療を優先 濃厚接触者への予防投与の中止と健康監視の中止 個人の感染防止対策(咳エチケット、マスク着用等)を強く推奨 必要不可欠な事業継続と不急の事業活動の縮小を検討するよう要請 特定接種に協力するとともに、住民接種を実施 【対策レベル1及び対策レベル2】 市内発生早期の対策レベル1または対策レベル2の対策と同様に実施 【対策レベル3】 患者の治療を優先し、濃厚接触者への予防投与、健康監視、外出自粛要請は中止 社会活動の制限等については、市内発生早期の対策レベルと同様に実施</p> | 実施した対策を評価・検討し、対策の見直しを実施 第二波に備えた住民の予防接種の推進 社会活動の制限等については、海外発生期、市内未発生期と同様の対策に切り替え |
| 医療体制 | ・市内の実情に応じた医療体制の整備 ・検査体制の整備 ・感染防止のための個人防護具等の整備 ・マニュアルの作成、研修会の開催 ・訓練の実施 | ・専用外来及び相談センターの設置 ・一般医療機関における院内感染防止策の励行 ・新型インフルエンザ等の検査実施体制の整備 | <p>新型インフルエンザ等が疑われる者 相談センターでの相談の実施 専用外来での診療 PCR検査による確定検査の実施 新型インフルエンザ等と診断された者 感染症指定医療機関への入院措置</p> | <p>【共通事項】 軽症者は自宅療養、重症者は入院の医療体制 外来患者の診療は、一般医療機関 入院患者の受け入れは、一般入院医療機関 PCR検査は、重症者及び集団発生時に実施 【対策レベル2】 重症者は専用外来及び入院協力医療機関 【対策レベル3】 外来協力医療機関での外来診療体制へ、対応困難な患者は専用外来で診療。 重症者の入院治療は、感染症指定医療機関及び入院協力医療機関において実施 患者増加の対応として、県が臨時医療機関による対応も検討 ファクシミリ処方の実施 在宅療養者へ訪問看護サービス等の支援</p> | 平常の医療体制に戻す 実施した対策について評価・検討し、見直しを実施 |
| 市民の生活および経済の安定確保 | ・事業者職場の感染対策や業務継続計画の作成等を要請 ・高齢者・障害者等の要援護者への生活支援等の体制整備 ・火葬能力の把握 ・物資及び資材の備蓄 | ・事業者に対し従業員の健康管理の実施要請 ・職場の感染防止対策の徹底要請 ・一時的に遺体を安置できる施設の確保の準備 | <p>【対策レベル1・2】 事業者に対し従業員の健康管理の徹底及び職場の感染予防対策開始の要請 物資の流通確保の呼びかけ 【対策レベル3】 生活必需品の流通の確保 円滑な火葬の実施と遺体の適切な安置</p> | <p>【対策レベル1・2】 市内発生早期と同様に対策を実施 【対策レベル3】 社会機能の維持に関わる事業者による業務の継続を要請 事業者支援として、融資や市外PRを実施 物資の流通確保 円滑な火葬の実施と遺体の適切な安置</p> | 平常時の体制へと移行 事業者に対し、被害状況の確認要請と第二波に備えた事業の継続に必要な支援の実施 実施した対策について評価・検討し、見直しを実施 |

注：対策レベルの目安 対策レベル1：重症化率～0.15%、対策レベル2：重症化率0.15%～かつ致命率2.0%まで、対策レベル3：致命率2.0%～